途中入所
こども園・保育園入園申請のしおり

申請前に確認すること

- 年度途中の申請は、保育教諭等の配置状況により希望どおり入園できない場合があります。
- 申請期間外に年度途中の入園を希望される場合は、まずは子育て応援課までお電話にてご相談ください。

★必要書類の様式について★

琴浦町ホームページ『令和〇年度こども園・保育園入園申込みについて』から
ダウンロードできます。
町内各こども園・保育園、役場子育て応援課にも設置しています。

2．対象となるお子さん

- ２号・３号認定：保育が必要な０歳から就学前までのお子さん
- １号認定：保育を必要としない満３歳から就学前までのお子さん（教育を希望する場合）

3．認定区分と利用時間

認定区分	対象	利用できる施設
１号認定（教育認定）	満３歳以上で、保育を必要としない	認定こども園（教育部分）。町内に幼稚園はありません。
２号認定（保育認定）	満３歳以上で、保育が必要	認定こども園（保育部分）、保育園
３号認定（保育認定）	満３歳未満で、保育が必要	認定こども園（保育部分）、保育園

保育必要量	利用時間の目安	主な認定事由
保育標準時間	１日１１時間	月１２０時間以上の就労、妊娠・出産、災害復旧、児童虐待・DV 等
保育短時間	１日８時間	月４８時間以上１２０時間未満の就労、疾病・障がい、介護・看護、求職活動、就学、育児休業等

保育が必要な理由は、保護者（両親）の双方が該当し、家庭で常時保育できない場合が基本です。利用可能時間は各施設が設定する時間帯に限られます。設定時間を超える利用は、開所時間内であっても有料の延長保育となります。

保育が必要な理由（主な例）

理由	内容・条件	必要量区分の目安
就労	月４８時間以上働いている	標準・短時間
妊娠・出産	妊娠中または出産後間もない	標準・短時間
疾病・負傷・障がい	病気やけが、心身の障がい	原則短時間
同居親族の介護・看護	親族を常時介護・看護している	原則短時間
災害復旧	災害復旧作業に従事	標準・短時間
求職活動	起業準備を含む求職活動を継続	短時間
就学	大学、専門学校、職業訓練校等に通学	標準・短時間
育児休業	休業前から利用し、継続利用が必要と認められる	短時間
児童虐待・DV 等	虐待のおそれ、DV により保育が困難等	標準・短時間

4. 添付書類チェックリスト

必要に応じて添付書類をご準備ください。

保育が必要な理由	必要な添付書類
就労（常勤・パート等）	次のいずれか：就労証明書／健康保険証等の写しとタイムカードの写し（１か月分）
内職	就労証明書
農業	就労証明書、農業を証明する書類
自営業	就労証明書、自営を証明する書類
妊娠・出産	母子健康手帳（表紙と出産予定日記載ページの写し）または出産予定日が分かる書類
疾病・負傷	診断書（病名、治療期間、保育できない状態の記載があるもの）
障がい	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の写し
同居親族の介護・看護	介（看）護状況申告書、および必要に応じて①介護・看護される方の診断書、②手帳の写し、③介護保険被保険者証の写し
災害復旧	り災証明書の写し
求職活動	求職活動状況申立書
就学	在学証明書・受講証明書等、受講時間と在学期間が分かる資料
育児休業	育休期間が明記された就労証明書

5. 支給認定の有効期間

認定区分・事由	有効期間
１号認定（教育認定）	原則、小学校就学の始期に達するまで
２号認定（保育認定）	原則、小学校就学の始期に達するまで
３号認定（保育認定）	原則、満３歳に達する日の前日まで
出産	効力発生日から、出産後８週間を経過する日が属する月の末日まで
求職活動	効力発生日から９０日を経過する日が属する月の末日まで
就学	卒業・終了予定日が属する月の末日まで
育児休業	育児休業期間内で町長が認める期間まで

6．保育料・副食費について

- 保育料・副食費は、原則として保護者（父・母）の所得に応じて算定します。
- 父母の収入がそれぞれ１０３万円以下で、祖父母等と同居している場合は、祖父母等の課税額も算定対象となることがあります。

世帯の第２子以降は、保育料（利用者負担額）と副食費が無償化されています！

7．町内のこども園・保育園

休園日：保育認定は原則、日曜日・祝日・年末年始等。
教育認定は土曜日、学年始・夏季・冬季・学年末休業日等（施設により異なります）。

施設名	電話	対象年齢	保育時間・開所時間（原稿記載）
みどり保育園（私立）	53-2395	０～５歳（生後２か月から）	保育短時間 8:30～16:30 標準 7:00～18:00 開所時間 7:00～19:00
やばせこども園（町立）	53-0909	保育：０～５歳（生後６か月から）／教育：３～５歳	保育短時間・教育 8:00～16:00 標準 7:15～18:15 開所時間 7:15～18:45
しらとりこども園（町立）	52-6066	保育：０～５歳（生後６か月から）／教育：３～５歳	保育短時間・教育 8:00～16:00 標準 7:15～18:15 開所時間 7:15～18:45
こがねこども園（町立）	52-3715	保育：０～５歳（生後６か月から）／教育：３～５歳	保育短時間・教育 8:00～16:00 標準 7:15～18:15 開所時間 7:15～18:45
ことうらこども園（町立）	55-0710	保育：０～５歳（生後６か月から）／教育：３～５歳	保育短時間・教育 8:00～16:00 標準 7:15～18:15 開所時間 7:15～18:45
ふなのえこども園（町立）	55-1972	保育：０～５歳（生後６か月から）／教育：３～５歳	保育短時間・教育 8:00～16:00 標準 7:15～18:15 開所時間 7:15～18:45
赤碕こども園（私立）	55-0708	保育：０～５歳（生後２か月から）／教育：３～５歳	保育短時間・教育 8:15～16:15 標準 7:15～18:15 開所時間7:15～18:15

8. 幼児教育・保育の無償化

幼児教育・保育にかかる費用を無償化し、保護者の負担軽減を図る制度です。対象となる児童・上限額は次のとおりです。

施設等の種類	保育の必要性	対象者（4月1日時点）	無償化の上限額（月額）
保育所・認定こども園（2・3号）	必要	3～5歳児	全額（副食費を除く）
保育所・認定こども園（2・3号）	必要	住民税非課税世帯の0～2歳児	全額（副食費を除く）
認定こども園（1号・教育時間認定）	不要	満3歳～	全額（副食費を除く）
幼稚園等の預かり保育（1号）	必要	3～5歳児	11,300円
幼稚園等の預かり保育（1号）	必要	住民税非課税世帯の満3歳児	16,300円
認可外保育施設等（一時預かり・病児保育等を含む）	必要	3～5歳児	37,000円
認可外保育施設等（一時預かり・病児保育等を含む）	必要	住民税非課税世帯の0～2歳児	42,000円
障がい児通所施設	不要	3～5歳児	全額（上記施設との併用可能）

副食費と無償化の対象外費用

- 第1子は副食費がかかります。ただし、年収360万円未満の世帯は免除対象です。
- 0～2歳児クラスの副食費は保育料に含まれます。
- 副食費の額は、町内の公立園は**月額4，800円**で原則口座振替です。私立園・町外園は園で徴収するため、支払方法を各園に確認してください。
- 無償化の対象外：給食費・教材費・通園費などの実費、延長保育料、緊急時預かり保育料、休日保育利用料。

お問い合わせ

琴浦町役場 子育て応援課 こども未来係

電話：0858-52-1709

メールアドレス：kosodate@town.kotoura.tottori.jp